

文 部 科 学 省
節 電 実 行 計 画

平成 2 3 年 6 月

「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定）に定める「政府の節電実行基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、文部科学省が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 背景

東日本大震災により、東京・東北電力管内の電力の供給力が大幅に減少した。これによって生じた電力の需給ギャップは、一旦は改善したものの、今後、夏に向けて悪化する見込みである。これに対し、官民一体となった創意工夫によって、需給両面の抜本対策を講じることで、不測の大規模な停電を回避し、国民生活や産業活動への影響を最小限に抑える必要がある。

このため、文部科学省において、基本方針に基づき、節電実行計画を策定し、電力需要家の模範となるべく率先して一層の節電を実施する。

2. 実施期間

本実行計画の実施期間は、基本方針に基づき下記のとおりとする。

・東京電力管内及び東北電力管内

平成23年7月1日～9月30日（平日）の9時から20時

3. 対象施設

本実行計画の対象施設は、東京電力管内及び東北電力管内に所在する文部科学省の施設であって、国（文部科学本省等（文部科学本省、文化庁、国立教育政策研究所及び科学技術政策研究所）、金融庁及び会計検査院）が入居する中央合同庁舎第7号館及び民間収益施設から構成される霞が関コモンゲート並びに文部科学省及び文化庁の特別の機関等（別紙1に掲げる施設）とする。

4. 目標及び対策

3. 対象施設（特別の理由を有する施設を除く。）において、2. で示す実施期間における使用最大電力（kW）について、基準電力値に対して85%を乗じた値（削減率▲15%）以下とすることを目標として節電対策に取り組む。

文部科学本省等の電力契約は、霞が関コモンゲートとして契約を行っており、契約電力については、500kWを超えていることから電気事業法第27条の活用の対象となるため、霞が関コモンゲートの入居者である文部科学本省等としては、次のとおり節電対策を実施するものとする。

また、契約電力500kW未満の文部科学省及び文化庁の特別の機関等における節電対策については、文部科学本省等の節電対策に準じ実施するものとする。

(1) 霞が関コモンゲートの節電目標

東京電力管内にある霞が関コモンゲートにおいては、実施期間（平成23年7月～9月（平日）の9時～20時）の使用最大電力（kW）について、基準電力値（9,000kW※）に対して85%を乗じた値（削減率▲15%）である7,650kW以下とする。

※ 霞が関コモンゲートの契約電力

(2) 文部科学本省等における節電対策

① 照明・OA等

(照明)

- ・蛍光灯の点灯間引き等による大幅な削減（通常使用時に比して2分の1以下）を行う。
- ・白熱電球の原則使用禁止とする。

(OA等)

- ・使用していないOA機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減を行う。
- ・パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更を行う。
- ・パソコンを長時間使用しない場合（昼休み等長時間席を離れる時）電源を切るか、スタンバイモードの時間短縮を行う。
- ・プリンター、コピー機、FAXの稼働台数の削減を行う。
- ・冷蔵庫及び電子レンジの数の集約化を行う。
- ・電気ポット、コーヒーマーカー等を原則使用停止とする。
- ・契約更新時又は買換え時におけるエネルギー消費の少ない機器の採用を行う。
- ・暖房便座・温水洗浄便座の停止とする。
- ・ウォータークーラー（冷水器及びうがい機）を停止とする。
- ・自動販売機の消灯要請を行う。
- ・登退庁表示板は原則停止（パソコンを活用）とする。

②動力

(空調)

- ・冷房中の室温28度の徹底を行う。
- ・ブラインドの適切な調整（特に夜間における室温上昇の防止）を行う。
- ・クールビズの徹底、強化を行う。
- ・熱中症の予防や対策の周知を行う。
- ・換気風量の適正化を行う。
- ・サーバ室の適切な温度設定（1～2度高めに設定）を行う。

(昇降機)

- ・東館の低層用6基を4基(2基停止)、高層用7基を4基(3基停止)、旧庁舎5基を2基(3基停止)に削減を行う。
- ・階段利用の促進(2アップ、3ダウン)を行う。

(エスカレーター)

- ・全機停止とする。

③その他

(ワークスタイルの変革につながる取組)

- ・早期退庁の促進をする。
- ・計画的な休暇取得の促進をする。

(節電推進担当の任命等)

- ・節電対策会議を設置するとともに、各課室に節電担当を設置し、節電実行計画の推進を行う。

(その他)

- ・入居売店等への節電の協力要請を行う。
- ・電力使用状況の見える化を行い節電への意識を高める。

以上の取組により文部科学本省等における使用最大電力を、基準電力値(2, 889 kW^(注1))に対して、2, 378 kW(削減電力511 kW、削減率▲17.7%^(注2))以下とする。

(注1) 霞が関コモンゲートの基準電力値から文部科学本省等分の面積按分率32.1%より算定。

(注2) 霞が関コモンゲートにおいて、昨年10月以降民間収益施設に新たな入居があり、使用電力が増加(面積比約2.7%)することから、これらを考慮して節電目標を設定。

5. 進捗管理の実施

- ・節電対策の取組状況を確認・評価し、進捗を管理する。
- ・実施期間後、節電対策の実績を取りまとめ、公表する。

①東京電力管区内

【区分A】

(単位：kW)

| | 施設名 | 基準電力値 | 目標電力 | 契約電力 |
|---|-------------------------|------------------|------------------|-------|
| 1 | 霞が関コモンゲート (文部科学本省等分) | 9,000 (2,889) | 7,650 (2,378) | 9,000 |

【区分B】

(単位：kW)

| | 施設名 | 基準電力値 | 目標電力 | 契約電力 |
|---|---------------------|-------|------|------|
| 1 | 日本学士院 | 143 | 122 | 174 |
| 2 | 日本芸術院 | 59 | 50 | 58 |
| 3 | 国立教育政策研究所上野 庁舎 | 101 | 85 | 101 |
| 4 | 国立教育政策研究所松戸 宿泊施設 | 60 | 51 | 96 |
| 5 | 東海保障措置センター | 384 | 326 | 386 |
| 6 | 研究交流センター | 131 | 111 | 131 |
| 7 | 茨城オフサイトセンター | 166 | 141 | 166 |
| 8 | 神奈川北原子力安全管理 事務所 | 54 | 45 | 54 |

【区分C】

| | 施設名 | 基準電力値 (kWh) | 目標電力量 (kWh) | 契約電力 |
|---|-----------------------|----------------|----------------|--------|
| 1 | 水戸原子力事務所 | 4,426 | 3,762 | 19 kW |
| | | (特別な理由を有する施設) | | 19 kVA |
| 2 | PISA事務所 | 730 | 620 | 10 kW |
| | | 551 | 468 | 10 kVA |
| 3 | 外国人研究者宿泊施設 | 179 | 152 | 40 A |
| 4 | 横須賀原子力艦モニタリ ングセンター | 2,961 | 2,516 | 17 kW |
| | | 3,385 | 2,877 | 45 kVA |
| 5 | 資料保管所 | (特別な理由を有する施設) | | 19 kW |
| | | | | 19 kVA |

②東北電力管内

【区分B】

(単位：kW)

| | 施設名 | 基準電力値 | 目標電力 | 契約電力 |
|---|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------|------|
| 1 | 六ヶ所保障措置センター | 88 | 74 | 245 |
| 2 | 原子力防災研究プラザ (六ヶ所原子力防災専門 官事務室分) | 30,056 kWh (332kWh) | 25,547 kWh (282kWh) | 139 |

(注) 区分の分類について

区分A：大口需要設備（契約電力500kW以上）及び大口需要設備の一部としての需要設備

区分B：小口需要設備（契約電力50～500kW）及び小口需要設備の一部としての需要設備

区分C：小口需要設備（契約電力50kW未満）又は小口需要設備の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備

民間施設等に入居している等の理由により契約電力などの把握が不可能である以下の施設については、節電行動計画を策定し実行することで電力の使用を抑制する。

- (1) 科学技術政策研究所会議室
- (2) 茨城原子力安全管理事務所
- (3) 六ヶ所保障措置分析所

【特別の理由を有する施設】

- (1) 水戸原子力事務所（契約電力19kVA）

水戸原子力事務所での契約電力19kVAについては、茨城県防災通信設備、放射線監視用データ伝送処理装置等の維持に、年間を通して使われている。

茨城県防災通信設備は、茨城県庁と災害時の通信・連絡をするシステムで、通電を停止すると緊急災害時に通信・連絡が出来なくなるため、年間を通して通電することが必要である。

また、放射線監視用データ伝送処理装置は、(独)日本原子力研究開発機構

の東海研究開発センター及び大洗研究開発センターから伝送される放射線監視データの収集、保存、異常値の自動検出を行うための装置で、これを止めると放射線データの連続的収集等が出来なくなり監視業務に支障を来すため、年間を通し通電しておく必要がある。

以上の理由から節電の適用除外施設とする。

(2) 資料保管所

資料保管所には、保存期間満了後に歴史公文書として国立公文書館に移管される可能性の高い貴重文書が多数保管されている。

同所は職員が常駐しているわけではなく、保管文書の劣化防止のための換気装置は常時稼働しているが、現時点で消費電力量は必要最低限である。

以上の理由から節電の適用除外施設とする。